

一般貨物自動車運送事業の貸切運賃料金

貸切運賃に係る範囲（課税事業者用）

I. 距離制運賃に係る範囲 関東運輸局

（単位：円）

	小型車 (2 t 車クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
10 km まで	15,790	18,190	23,060	29,070
20	17,710	20,430	26,110	33,160
30	19,630	22,660	29,160	37,240
40	21,550	24,890	32,200	41,320
50	23,480	27,130	35,250	45,400
60	25,400	29,360	38,300	49,480
70	27,320	31,590	41,340	53,570
80	29,240	33,830	44,390	57,650
90	31,160	36,060	47,440	61,730
100	33,080	38,290	50,480	65,810
110	35,010	40,500	53,450	69,770
120	36,930	42,710	56,410	73,720
130	38,850	44,920	59,390	77,680
140	40,770	47,120	62,330	81,640
150	42,690	49,330	65,300	85,590
160	44,620	51,540	68,260	89,550
170	46,540	53,740	71,220	93,500
180	48,460	55,950	74,190	97,460
190	50,380	58,160	77,150	101,420
200	52,300	60,380	80,110	105,370
200km を超え 500 km まで 20km までを増すごとに	3,830	4,380	5,850	7,800
500km を超え 50km までを増すごとに	9,580	10,950	14,620	19,490

II. 時間制運賃に係る範囲

（単位：円）

			小型車 (2 t 車 クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
基礎額	8 時間制	基礎走行キロ 小型車は 100 k m 小型車以外のもの 130 k m	39,380	46,640	60,090	76,840
	4 時間制	基礎走行キロ 小型車は 50 k m 小型車以外のもの 60 k m	23,630	27,980	36,050	46,100
加算額	基礎走行キロを超える場合は、10 ｷﾛﾒｰﾄﾙ までを増すごとに		350	410	630	930
	基礎作業時間を超える場合は、1 時間までを 増やすごとに 〔 4 時間制の場合であって、午前から 午後にはわたる場合は、正午から起算し た時間により加算額を計算します。 〕		3,710	3,890	4,180	4,920

III. 個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量いずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

(車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金)
÷ {(最大積載個数又は重量) × 基準積載率 (70%)}

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	小型車、中型車、大型車又はトレーラーの2割
海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割
セメントバルク車	大型車又はトレーラー車の2割
ダンプ車	大型車の2割
コンクリートミキサー車	大型車の2割
タンク車 石油製品輸送車	大型車又はトレーラー車の3割
化成品輸送車	大型車又はトレーラー車の4割
高圧ガス輸送車	大型車又はトレーラー車の5割以上

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離	2割
----------------------	----

IV. 待機時間料について

時間	車種別	小型車 (2tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分を超える場合において30分までごとに発生する金額		1,680円	1,760円	1,890円	2,220円
2時間を超える場合において30分ごとに発生する金額		2,010円	2,110円	2,270円	2,670円

V. 積込料・取卸料、附帯業務料

【積込料・取卸料】

		小型車 (2 t クラス)	中型車 (4 t クラス)	大型車 (10 t クラス)	トレーラー (20 t クラス)
30 分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,080 円	2,180 円	2,340 円	2,750 円
	手積みの場合	2,000 円	2,100 円	2,260 円	2,650 円
V に定める待機時間料の適用時間と併せて 2 時間を超える場合において 30 分までごとに発生する金額	フォークリフト又はトラック搭載型クレーンを使用した場合	2,490 円	2,610 円	2,810 円	3,300 円
	手積みの場合	2,400 円	2,520 円	2,710 円	3,180 円

【附帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費を収受

VI 利用運送手数料

運賃の 10% を当該運賃とは別に収受

VII 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を別に定めるところにより収受

VIII その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

2 地区割増料

	小型車	中型車	大型車	トレーラー
東京都特別区 大阪市	935 円	1,185 円	1,605 円	2,040 円
札幌市・仙台市・千葉市・船橋市・川崎市・横浜市・相模原市・浜松市・名古屋市・京都市・東大阪市・堺市・尼崎市・神戸市・岡山市・広島市・ 北九州市・福岡市・熊本市・鹿児島市	545 円	745 円	1,040 円	1,355 円

IX. 燃料サーチャージ

1. 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基準価格 : 120.00 円/L

改定の刻み幅 : 5.00 円/L

改定条件 : 改定の刻み幅 5.00 円/L の幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃止条件 : 軽油価格が 120.00 円/L を下回った時点で、翌月から廃止する。

計算式 : (距離制運賃)

走行距離 (km) ÷ 車両燃費 (km/L) × 算出上の燃料上昇額 (円/L)

(時間制運賃)

平均走行距離 (km) ÷ 車両燃費 (km/L) × 算出上の燃料上昇額 (円/L)

(個建運賃)

1 個又は 1 重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式に準ずる。

2. 燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額テーブルは下表のとおりとする。

調達している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	燃料サーチャージ 算出上の燃料 上昇額
基準価格	120.00 円	-
～ 120.00 円/L	廃止	
120.00 超 ～ 125.00 円/L	122.50 円/L	2.50 円/L
125.00 超 ～ 130.00 円/L	127.50 円/L	7.50 円/L
130.00 超 ～ 135.00 円/L	132.50 円/L	12.50 円/L
135.00 超 ～ 140.00 円/L	137.50 円/L	17.50 円/L
140.00 超 ～ 145.00 円/L	142.50 円/L	22.50 円/L
145.00 超 ～ 150.00 円/L	147.50 円/L	27.50 円/L
150.00 超 ～ 155.00 円/L	152.50 円/L	32.50 円/L
155.00 超 ～ 160.00 円/L	157.50 円/L	37.50 円/L
160.00 超 ～ 165.00 円/L	162.50 円/L	42.50 円/L
165.00 超 ～ 170.00 円/L	167.50 円/L	47.50 円/L
170.00 超 ～ 175.00 円/L	172.50 円/L	52.50 円/L
175.00 超 ～ 180.00 円/L	177.50 円/L	57.50 円/L
180.00 超 ～ 185.00 円/L	182.50 円/L	62.50 円/L
185.00 超 ～ 190.00 円/L	187.50 円/L	67.50 円/L
190.00 超 ～ 195.00 円/L	192.50 円/L	72.50 円/L
195.00 超 ～ 200.00 円/L	197.50 円/L	77.50 円/L
200.00 超 ～ 205.00 円/L	202.50 円/L	82.50 円/L

* 算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。

* 算出上の燃料価格上昇額は、(算出上の代表価格－基準価格)とした。

* 軽油価格が、205.00 円/L を上回った場合は、改定の刻み幅 5.00 円/L の幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車（2 t クラス）	6 km/L
中型車（4 t クラス）	5 km/L
大型車（10 t クラス）	3 km/L
トレーラー（20 t クラス）	3 km/L

4. 時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件（平均走行距離）は以下のとおりとする。

車種	8時間制	4時間制
小型車（2 t クラス）	100 km	50 km
中型車（4 t クラス）	130 km	60 km
大型車（10 t クラス）	130 km	60 km
トレーラー（20 t クラス）	130 km	60 km

5. 端数処理

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

X. その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

XI. 運賃割増率

1. 品目割増

項目	内訳	割増率
易損品	1. レントゲン機械、電子計算機等精密機器及びその部品 2. 宮、みこし、仏壇、神仏像 3. ピアノ、その他楽器類及びその他部品又は附属品 4. 度量衡器及びその他部品	3割以上の臨時の約束による。
危険品	1. 高圧ガス取締法に定める品目 2. 消防法に定める品目 3. 毒物及び劇物取締法に定める品目	2割以上の臨時の約束による。ただし特定毒物については、5割以上の臨時の約束による。
	4. 火薬類取締法に定める品目 5. 放射性物質及びこれに類するもの	10割以上の臨時の約束による
特殊物件	1. 引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	2割
	2. 屍体	5割
汚わい品	生さなぎ、骨の類、ぼうこう、あま皮、うろこ、内臓、塵芥等の廃棄物、し尿	4割
貴重品、高価品	貨幣、証券類、貴金属その他高価品で貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	5割以上の臨時の約束による。

2. 特大品割増

1 個の長さが荷台の長さとその長さの 1 割を加えたもの、重量 1 トン又は容積 5 立方メートル以上のもの及び積載した状態において車両の高さが 3.8メートル以上又は長さが 12メートル以上となるもの。	3割以上の臨時の約束による。
--	----------------

4. 悪路割増

道路法による道路及びその他の一般交通の用に供する場所ならびに自動車道以外の場所に限る	3割
--	----

5. 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	2割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県	自 12月1日	2割
岩手県のうち、北上市・久慈市・遠野市・二戸市・九戸郡・二戸郡・上閉伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡	至 3月31日	
福島県のうち、会津若松市・喜多方市・南会津郡・北会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡		
岐阜県のうち、高山市・郡上市・大野郡・益田郡・吉城郡		

7. 深夜・早朝割増

午後 10 時から午前 5 時までに運送した距離	3割
--------------------------	----

XII 消費税及び地方消費税の加算（免税対象となる取引を除く。）

運賃料金総額×消費税法等に基づく税率

XIII. 貸切運賃料金適用方

(1) . 距離制運賃料金適用方

(適用する運送)

1. この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業者が車両を貸し切って貨物を運送する場合に適用します。

(特殊運賃との関係)

2. この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であって、別途これらに関する運賃及び料金の届出した場合には適用しません。

(運賃料金計算の基本)

3. (1) 運賃及び料金は使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
- (2) 車両が2両以上連結して運送される場合であって、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは2両以上の車両を1車として計算します。
- ただし、荷主が異なるとき又は、発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を1車として計算します。
- (3) 継続かつ反復して行う貨物の運送の契約において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。

(運賃計算の方法)

4. (1) 運賃は使用車両の最大積載量及び運送距離によって、運賃率表に揚げてある金額（以下「基本運賃」といいます。）の上下10%の範囲内で計算します。なお、運送距離が200kmまでの場合、10kmに満たない走行キロは10kmに切り上げて計算します。同様に、運送距離が200kmを超えて500kmまでの場合、20kmに満たない走行キロは20kmに、運送距離が500kmを超える場合、50kmに満たない走行キロは50kmに切り上げて計算します。
- (2) 割増率又は割引率が適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ10%の範囲内で計算します。

(端数の処理)

5. 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は次のように処理します。
- (1) 計算した金額が10,000円未満のときは、100円未満の端数は100円に切り上げます。
- (2) 計算した金額が10,000円を超えるときは、500円未満の端数は500円に、500円を超え1,000円未満の端数は1,000円に切り上げます。

(キロ程の計算)

6. 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷送人が経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。

(割増率及び割引率の重複する場合の計算)

7. 2種以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で加算します。

(運賃計算の特例)

(個建契約運賃)

8. 長期にわたって計画的かつ大量に出荷される次の(1)の各号に該当する貨物の運送契約（文書をもって運送契約を締結したものに限り）をする場合には、運送区間ごとに(2)の式により算出した1個当たりの運賃を適用することができます。ただし、1回の出荷量が基準車両の積載可能個数の60%以上ある場合に限り。なお、長期契約割引が適用される場合は適用しません。

- (1) ① 単一品目であること。
② 荷姿が一定していること。
③ 1個の重量又は容積が一定していること。

(2) {車種別のキロ程に応じた距離制運賃及びこれらの運賃に付随する料金}

÷ {(最大積載個数又は重量) × 基準積載率 (70%)}

(割引運賃)

9. 積み合わせを前提とし、積み合わせにかかる充分なリードタイムが確保される場合、基準運賃に 割を乗じた金額を減算します。

(特殊車両割増)

10. 所定の特殊車両を使用した場合は、基準運賃に運賃表に定める割増率を乗じた金額(その他の特殊車両を使用した場合は、別途の定める割増率により算出した金額)を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増を適用した場合には適用しません。

(休日割増)

11. 日曜祝祭日及びそれにまたがる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝祭日に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(深夜・早朝割増)

12. 深夜・早朝割増の適用時間(午後10時から午前5時まで)に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間に運送した運送距離に対応する基準運賃×0.2

(品目別割増)

13. 貨物が割増品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物又は異なった割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

(特大品割増)

14. 貨物の長さ(高さを含みます)、重量又は容積が特に大ききときは、所定の割増率を適用します。

(悪路割増)

15. 運送区間中に、悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.3

(冬期割増)

16. 運送区間中に冬期割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃×0.2

(地区割増料)

17. 貨物の発地又は着地が、別途に定める区域である場合には所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域間の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

(長期契約運送割引)

18. 3カ月以上にわたる契約(文書をもって運送契約を締結したものに限り)により、継続かつ反復して運送される貨物(1回の運送距離が200キロメートルをこえるものに限り)については、基準運賃に対して20%以内の割増率を適用することができます。

(往復貨物の割引)

19. 1個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送(それぞれ100キロメートル以上の運送に限り)を行う場合であって、次の(1)又は(2)のときには往路及び復路の基準運賃について、それぞれ20%以内の割引率を適用することができます。

ただし、長期契約割引が適用される場合は、適用しません。

(1) 往路及び復路の貨物が同一荷主のものである場合

(2) 往路の荷主が復路の貨物をお返し、その運賃料金の支払いについて連帯責任を負う場合

(待機時間料について)

20. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により発地又は着地において待機した時間（荷主による積み・取卸しの時間を含みます。）が各 30 分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1 回の運送において 2 箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれの時間について合算するものとします。
- また、待機時間料及び次項の積込料・取卸料が適用される時間の合計が 2 時間を超える部分については、割増しによる所定の待機時間を収受します。

(積込料・取卸料)

21. 積み込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料・取卸料については、所定の積込料・取卸料を収受します。但し、安全対策を施した積み込み、取卸しなど、品目や業種などの特性上やむを得ない事情がある場合においては適用しないことがあります。また、積込料・取卸料及び前項の待機時間料が適用される時間の合計が 2 時間を超える部分については、割増しによる所定の待機時間料を収受します。

(附帯業務料)

22. 品代金の取立て、荷掛金の立替え、荷物の荷造り、仕分け、保管、検収・検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、別に定めるところにより収受します。

(利用運送手数料)

23. 他の貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合は、当該運送事業者の手配までに要した回数について、所定の利用運送手数料を収受します。なお、特別な手配を要する利用運送を行う場合は、別途見積もった手数料を収受します。

(燃料サーチャージ)

24. 調達する燃料費が基準価格を超えるときは、所定の燃料サーチャージを収受します。

(消費税及び地方消費税の加算方法)

25. (1) 運賃及び料金の総額に消費税法等に基づく税率を乗じて計算します。
- (2) 前号により計算した金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、1 円単位を四捨五入します。

(有料道路利用料)

26. 有料道路を利用した区間の料金を運賃とは別に収受します。

(実費)

27. フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送に伴う施設使用料等その他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。

(計算の順序)

28. 運賃及び料金の計算は、次の順序により行います。

- ① 使用車両及び運送距離による運賃の計算
- ② 割増率及び割引率の適用の計算
- ③ 上下それぞれ 10% 幅の適用計算
- ④ 5 による運賃の端数処理
- ⑤ 諸料金（端数処理を含む）の計算
- ⑥ 26 による加算の計算
- ⑦ 有料道路利用料、実費の計算

(中止手数料)

29. 荷主の責により、運送の中止が生じた場合（荷主が責任を負わない事由を除く）の中止手数料は、次に定めるとおり収受します。
- ① 集貨予定日時の 3 日前までに運送の中止をしたとき 収受しません。
 - ② 集荷予定日時の前々日に中止の指示をしたときは 運賃及び料金（22～23、25 及び 27～28 を除く。以下同じ）の 20% 以内

③ 集貨予定日時の前日に中止の指示をしたとき 運賃及び料金の 30%以内

④ 集貨予定日時の当日に中止の指示をしたとき 運賃及び料金の 50%以内

(その他)

30. この運賃及び料金の適用に関して、この適用方に定めのない事項については、法令に反しない範囲で、当事者間の取り決め又は慣習によるものとします。

(2) . 時間制運賃料金適用方

(運賃料金計算の基本)

1. この運賃は及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を貸し切って貨物を運送する場合であって、荷主との契約で時間制運賃によることとした場合に適用します。

2. この運賃及び料金は、使用車両及び時間制の別（8時間制又は4時間制の別）ごとに計算します。

(キロ程及び時間の計算)

3. 走行キロ及び作業時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着したときからその作業が終了して車庫に帰着するまでについて行います。なお、10kmに満たない走行キロは10kmに、1時間に満たない作業時間は1時間に満たない作業時間は1時間に、それぞれ切り上げて計算します。

(従業員)

4. 運送に従事する従業員の数は、1車につき1人とします。

(距離制運賃料金適用方の準用)

5. 距離制運賃料金適用方の1（適用する運送）、2（特殊運賃との関係）、4（運賃計算の方法）、5（端数の処理）、7（割増率及び割引率が重複する場合の計算）、8（個建契約運賃）、9から17まで（速達割増等、割引運賃、特殊車両割増、休日割増、深夜・早朝割増、特大車割増、悪路割増、冬期割増）、22から30まで（積込料・取卸料、附帯業務料、利用運送手数料、燃料サーチャージ、消費税及び地方消費税の加算方法、有料道路利用料、実費、計算の順序、その他）は、時間制運賃料金に適用する場合に準用します。この場合、8（個建契約運賃）における「車種別のキロ程に応じた距離制運賃」は「車種別の時間制運賃」と読み替えます。